

## 第十期練馬区健康推進協議会（第2回）会議録【要旨】

### 1 開催日時

平成 29 年 3 月 22 日（水）午前 10 時～12 時

### 2 開催場所

練馬区役所西庁舎9階 第1・2会議室

### 3 出席者

会長 高久史磨委員

副会長 古賀信憲委員

委員

飯塚裕子委員、嶋村英次委員、田中真委員、豊田英紀委員、丸山淑子委員、高松さとし委員、かわすみ雅彦委員、柳沢よしみ委員、名川一史委員、有馬豊委員、土屋としひろ委員、伊藤大介委員、増田時枝委員、浅田博之委員、後藤正臣委員、北川乃貴委員、渡邊ミツ子委員、高村章子委員、秋本重義委員

区理事者

健康部長、練馬区保健所長、福祉部長、福祉部管理課長、健康推進課長、生活衛生課長、保健予防課長、北保健相談所長、光が丘保健相談所長、石神井保健相談所長、大泉保健相談所長、関保健相談所長、地域医療課長、医療環境整備課長

4 公開の可否

公開

5 傍聴者数

0名

6 配布資料

「資料1-1」「資料1-2」

「平成29年度練馬区食品衛生監視指導計画について」

「資料2」

「健康診査・がん検診について」

「資料3」

「今後の受動喫煙防止対策について」

「資料4」

「ねりま健育会病院の開院について」

○会長：時間になりましたので、ただ今から第十期の2回目の練馬区健康推進協議会を開催させていただきます。朝からの会議にご出席いただきましてどうもありがとうございました。事務局から出欠について説明をお願いします。

○事務局：事務局でございます。それではまず資料のご確認をお願い

いたします。まず本日の協議会の「次第」「座席表」それから「委員名簿」。次に会議資料となりますが「平成 29 年度練馬区食品衛生監視指導計画について」の資料が、資料 1-1 それから資料 1-2 の 2 種類ございます。それから資料 2「健康診査・がん検診について」。資料 3「今後の受動喫煙防止対策について」。それから資料 4「ねりま健育会病院の開院について」の資料とリーフレット。最後に前回の会議の会議録でございます。配布資料は以上となります。資料の不足等はありませんでしょうか。それから本日、島田委員、関口委員、川島委員よりご欠席の連絡をいただいております。事務局からは以上です。

○会長：それでは議題に入ります。議題の 1 が「平成 29 年度練馬区食品衛生監視指導計画について」。資料が 5 つありますが、資料 1 と 2 について、生活衛生課長から、よろしくご説明お願いします。

○生活衛生課長：「資料 1-1 と資料 1-2」の説明

○会長：どうもありがとうございました。それではただ今の説明にどなたかご質問、ご意見おありでしょうか。どうぞ。

○委員：平成 28 年度の衛生監視指導計画の実施結果についての公表が来年度の年間実施予定スケジュールの中に入っていないのです

けども、その公表はいつ頃どのような形でされるのでしょうかというのが1点目です。もう1つは、資料1-2の4ページの3の食品等事業者による自主的な衛生管理の推進の(2)です。都が実施する食品衛生自主管理認証制度。これは10ページの用語の解説のところに、この食品衛生自主管理認証制度というのがありますが、そこには東京都が創設したもので食品関係施設が自主的な衛生管理を評価する制度で、都が指定する第三者機関に申請することにより認証されますとありますが、この都が指定する第三者機関というのは具体的に決まっているのでしょうか。それからさらに、この申請によって認証された業者の公表、開示。また認証の仕方、開示の仕方ですね。これはどのようにされるのでしょうか。そして過去に認証された食品関係施設というのは、既に幾つかの、かなりあるかと思うのですが、これはどのぐらいの数になっているのでしょうか。以上です。

○会長：よろしく申し上げます。質問は2つありました。

○生活衛生課長：まず28年度の計画についてでございます。28年度3月まで、この計画にのっとり実施した結果というものが今度の6月までに取りまとめまして、私どものほうから公表をさせてい

たきます。その際、区ホームページ等、区民の皆さまにということもございますし、区議会の委員会にも 28 年度の結果をご報告をさせていただきます。

次のご質問でございます。東京都の認証制度のお話ですが、今現在、東京都でこの認証制度を設立しています。事業者の方が自らしっかり衛生管理をやっています、それに対する認証、お墨付きというような考え方かと思えます。この第三者機関ですが、今手元に詳細な情報を持っていなくて誠に申し訳ないんですけども、いわゆる食品衛生の協会であったりですか、検査機関、こういった半公的な機関がその認証を行っております。その認証につきましては、その事業者に対して認証を与えましたよということで、認証の証文というのでしょうか。文章とともに東京都ホームページの中でこういった事業者が認証を受けられていますということを広く公開、周知をさせていただいているところでございます。区内においても 100 件未満、認証制度にも自ら手を挙げて登録なさっているところもでございます。東京都も、この食の安全という部分を事業者の皆さまと一緒により高めていこうということで、認証制度をより多くの方にご利用いただきたいということで東京都の担当者からもお話を伺っているところでございます。

○委員：そうしますと、その認証した結果についてわれわれ区民消費者が、食品関係施設に行ってもそれは分からないわけです。都の広報誌などに発表されるということですけど、店とか施設には開示されてないのでしょうか。それと100ぐらいということだと、かなり少ないですよ。これは感想ですけども。以上です。質問です。

○会長：認証書みたいなものを出してるのでしょうか。

○生活衛生課長：恐縮です。私自身も、実際そういうところの提示してるお店に直接伺ったことはまだ経験上ないのでですけども、繰り返しになりますが、区、東京都のホームページで広くご覧いただけるようになってきていること。そしてまた事業者の皆さまには認証を取ってますよということ、利用者、消費者の方に分かっていただくのがメリットの一つでもありますので、そういった掲示物をお店のほうにというところかと思うのですが、あまり目立っているか目立ってないかというところでは工夫の余地があるかと思っておりますので、これからも東京都にもお話をさせていただきたいと思っております。

事業者の数に関しては東京都全体でも、まだ800にいてないぐらいの数字ということで、なかなかハードルというものも高いのか

なということで、これをより一層、東京都と連携して取り組みを進めていきたいと思っております。

○委員：分かりました。

○会長：よろしいでしょうか。

○委員：1点でございます。この資料も読ませていただいて、2つ食品に対してなのですが、無農薬、低農薬のものを使えば必ず虫が付いていたり、それからいろいろな細菌が付いていたりということがあって、その細菌が付いていたり虫が付いてたりすることを、極めてそれをなくそうとすれば薬を使わなければいけないという相反する事象がやはりあると思うのです。実際に外来では、ぎょう虫症の人やその卵を持って人がいて、話を聞くとそこら辺の草を、要するに花の汁をなめたりするような子がいて、そこら辺の相反することですね。虫をなくそうとすればやはり農薬が必要になってくるし、それが無農薬であればやはりそういうものが付いてくるということで、そういう食材を処理する昔からの伝統の文化や、そういった切り口でもしっかり食品を見て行ってほしいと思います。

どんな食べ物にもいろいろな細菌は付いてますし、寄生虫が付いてますから、新鮮であればあるほどそういう寄生虫とかも多いですから、そういう処理する文化といいますか、そういうことを区民の

人たちに啓蒙していただきたいと思います。

○会長：どうもありがとうございました。回答ありますでしょうか。

○生活衛生課長：恐れ入ります。私たちも正しく農薬を使っていた  
だいて、正しく衛生管理をしていただくというのが私どもの立場で  
ございます。食の安全ということが第一に入るところでございます  
し、これまで積み重ねてきた食の安全をいかに守っていくのかとい  
う文化、歴史という部分もございます。今、委員の方からお話が  
あったとおり、一概に農薬が悪だということではなく、農薬の必要  
性であったり農薬の安全性。農薬だけではないですけれども、食の  
安全にかかるところというのはこれからも周知や啓発の中で触れさ  
せていただきたいと思います。

○会長：ほかにございますか、どうぞ。

○委員：2点確認ですけれども、8ページの試験検査の実施体制の  
(1)です。ちょっと細かいのですが、生活衛生課試験検査係、  
これは保健所ですよ。および民間でやるということなんですけど  
も、これは「および」というのは同時にやるのですか。「または」な  
のですか。andなのかorなのか、読んでいてこれが分からなくて。  
並行して重複の検査をやっているというふうにするのですけれども、  
その辺読み切れなかったので質問させていただきました。

もう 1 点は、2 番の信頼性の確保ですけれども、これも読んでいて引っ掛かるところが、下段のところですが、民間の機関に対しては委託契約に基づきうんぬんとなっているのですけれども、「必要に応じて」って書いてあるんですけど、これ「必要に応じて」ってすごく言葉として引っ掛かるのです。どういう場合が必要なのか、必要でないのかというのはよく分かりませんが、こういうことは信頼性の確保ですから、こういうデータに基づくというのは、元来性悪説に基づくような検査方法がありますので、やはり「必要に応じて」よりは、実際に可能かどうかということがあるのですけれども、「定期的に」とか、その定期的も何年とか入れるのは大変だと思ってしまうのですけれども、「必要に応じて」よりは、もっと積極的に区が委託してやっていただいて、そのデータを信ぴょう性の下に承認いたしますという姿勢がないと、そこが引っ掛かりました。

○会長：はい。それでは、2 点についてどうぞ。

○生活衛生課長：恐れ入ります。検査機関、検査体制の部分に関するご質問でございます。1 点目、8 ページの一番下でございます。私ども保健所の試験検査係および民間登録検査機関でというところ。この「および」というものは、それぞれの例えば検体の数であった

り、緊急性によって両方使わせていただいています。使い分けしているという言い方が正しいのでしょうか。ということで「および」という記載をさせていただきました。

また9ページに入りまして、「必要に応じて」という部分でございます。言葉の中でより適切な言葉の使い方をこれからも改善をしていきたいなと思っておりますが、一つ、民間の登録検査機関というものは、検査機関として法に定められている基準を順守していなければならない体制と、また検査機関そのものに対しては、行政が国であったり東京都が、法に基づく定例的なチェックを行っております。保健所が、私どもが直接行う部分も一部分あるのですけれども、基本的には東京都が法に基づいた検査機関に対するチェックも行っております。

その「必要に応じて」という言葉は、国の報告書、東京都の報告書等を見た中で、特別何か問題があった場合などに、私たちが直接委託契約をしておりますので、その部分を説明する必要性があった場合、私たちも委託者といたしまして制度管理の実施記録などを確認する。場合によっては、東京都と連携して改善を求めていくというものでございます。検査機関そのものが日頃のチェックを受けていただいているということでご理解いただければと存じます。

○会長：よろしいでしょうか。それでは次の議題でございますけれ

ども「健康診査・がん検診について」。この資料の説明を健康推進課長からよろしく申し上げます。

○健康推進課長：資料 2 の説明

○会長：ご意見をどうぞ。

○委員：健康推進課長がお話ししたとおり、練馬区で行われている健診については、今話されたような内容で運営されてます。練馬区の特徴は、どこの医療機関で受けても必ず 1 枚の紙に集約されてそれでお手元に、皆さまのところに届くという利点がございます。これは板橋区とか、他の区ではできていないところでして、これは健診センターを持っている練馬区および練馬区医師会との協力で出来上がっているものでございます。それで確かに我々の外来で、患者さんとのコミュニケーションが取りづらいケースもあろうかと思えます。ところが、どこの先生にかかれても同じ 1 枚の結果に来ますので、もし 600 医療機関ある中で、例えば立野町で受けても、旭丘で受けても、石神井で受けても、全部同じ 1 枚の紙に集約されますので、その辺は選んでいただいていた方がいいのかなと思っております。

そしてがん検診でございますが、がん検診というのは非常に難し

くて、レントゲン 1 枚だったり、便潜血の方法であったり、内視鏡であったりと。そういうものを見てすぐに「あなたはこれ、がんですよ」ということが言えない類いのもので、かなり怪しい、もしくは怪しいけれども少し放っというていいだろうとか。たぶんこれなら大丈夫、まだ 1 年、来年受けてくださいとか。そういうような説明が必要なものというふうに私たちは考えております。だから「あなたは、がんです」「あなたは、がんではありません」というような 2 進法で進めていくような検診ではない点、ご理解をいただきたいと思えます。

また他の受診された方たちで、一般の外来の合間を縫って説明をしたり、一般の外来の合間を縫って検査をしますので、なかなか待ち時間が長かったり、説明するまで待たされたりということがあろうかと存じます。もし、どうしても皆さまの立場から、これはいかななものかというようなことがございましたら、ぜひ受けられた日にちと、受けられた時間帯と、医療機関と、そののころをはっきりしていただいて最初区のほうにそのことをご報告いただいて、私どもはそれを検討して、その施設に対してどのような検診の方法をしているかをやはり確認していきたいと思っております。

私たちが行っている検診は、練馬区に住まわれている方は練馬区以外で検診を受けないので、どういう状況かお分かりにならないと

と思いますが、これほどまとまってるというか、きちんと時系列として3年間比較しながら大きな紙に集約されている検診というのは、他の行政でもなかなかできないものなのではないかなと思っております。

それから健康手帳がすごく良くてですね、今年の仕上がりがまた非常に良くて、いろいろそれを使いながら、いわゆる特定指導つまり薬を使わないで、生活習慣を直すことで体調もしくは数値を良くしようという試みに対して、すごくいい形で仕上がっておりますので、区民の人たちには健康手帳をぜひ使っていただきたいなと思っております。

○会長：どうもありがとうございました。他にどなたかご質問、ご意見おありでしょうか。

○委員：今お話がありましたように、他区の知り合いと話をしてみましても、練馬区がかなり充実した内容であるというのは私も理解しています。ただその中でですね、1つ。3ページのがん検診についてですが、最後の前立腺がん。これは練馬区が独自で追加実施してるということでそれは結構なのですけれども、60歳と65歳に限っているということですね。もし、60、65歳で受けなかった人、あるいは受けられなかった人が、65歳を過ぎてから受けたいと思っ

ても受けられないわけですよ。これはなぜなのでしょう。ぜひこれは65歳過ぎても回数は2回、5年を空けて2回という限度は必要かもしれませんが、受けられるようにはしてもらえないのでしょうか。質問です。

○委員：その点においては、医師会も強く区の方たちに要望させていただいてる点でございます。

○会長：どうぞ。

○健康推進課長：ただ今、委員からもご発言ありましたけれども、ご要望も医師会からも議会からも頂いている状況でございます。ただ区といたしましては、やはり国が示してる指針。まずはこちらをしっかりと受診率向上していきたいというところがございます。この60歳、65歳というのは、やはりこの発見率が高いというところで、今2つの年齢の方に実施をしているところでございますが、今後、国の動向もしっかり見ていきまして、いつから実施ができるかというところは、今、本日この場で申し上げられないのですが、検討の対象の項目にはしてございます。

○委員：分かりました。

○会長：どうぞ。

○委員：女子のがんには手厚くて、男子のがんにはちょっと手厚くない。すいません、そういう点からでもよろしくお願いします。

○委員：お聞きしたいところなのですが、3 ページの保健指導（8）です。ここの保健指導についてなのですが、せっかく保健指導がありますし、その次のページの3 番の（1）区民と医療機関が顔の見える関係を築く。ここでも丁寧な説明があるように思います。この時に、別の会議で3 つの体操これから練馬区は取り組んでいくというお話を課長がなさっていたのですが、その話、実にいいお話なので、今日この場で皆さんにご紹介していただきたいというのが1 つと、それからその3 つの体操の普及のために保健指導および個別指導の時に、そういったリーフレットのようなものを配布できないのかなということをお聞きしたいです。それが1 点です。

それから2 つ目として、これだけ充実した検査内容で、身体的なものは全くほんとに随分項目多いと思います。ですけれども、口腔（こうくう）衛生がちょっと足りないかなというような印象を私は持っています。あちこち手いっぱいというようなところもあるとは思いますが、歯の健康とか歯の衛生、これがまた生活習慣病に随分

関わりがあるのではないですか。糖尿病とか腎臓病とかへんとう腺とか、また友人がちょっと歯が悪かったので、がんの治療がしにくかったので歯をまず治してから並行してやりましょうと言われたというような話も聞いております。そういった面でお口の衛生ですね、体操も併せてお口体操というのがあるそうなので、その辺の今後の取り組みとしていかななものかということをお聞きしたいです。

○会長：よろしくお願いします。

○健康推進課長：ありがとうございます。ご紹介いただきまして。3つの体操というふうにお話をいただきましたけれども、今、区独立60周年に作った「健康いきいき体操」と、それからその後「お口すっきり体操」、唾液を出していく、分泌させるというような体操が2つございまして、健康部で取り組みを手厚くしているところでございます。

もう1つ今年の秋になりますけれども、ロコモティブシンドロームに対応していかなければいけないということで、練馬区オリジナルのロコモ体操を来年度予算付けていただいて作成をするということになってございます。合わせて3つの体操。これをキーとして、いろいろなところで啓発を来年度以降もしっかり取り組んでいきたいと思っております。

また併せて、街かどケアカフェなどの新たな拠点というものも増えていく予定としておりますので、そういったところの取り組みですとか、地区区民館、敬老館などでもお口すっきり体操ですとかいろいろ体操を今やっておりますけれども、区民の方が自らやっていただくことが一番大事でございますので、そういった「何でこれをやらなければいけない」「したほうがいいのか」というところのものも含めて実技のほうも併せてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

それからご提案いただきました、こちらのほうでのパンフレット、その体操の普及の仕方ですが、これについても検討させていただき、早速取り組めるところからしていきたいと思っております。ありがとうございます。

2 つ目の口腔衛生についてでございます。歯科検診につきましても、対象年代によっておこなっているところでございますけれども、なかなかこれも受診率が上がらない。ただ健康ですと、なかなか歯を見ていただくというところまで行き着かない。治療が必要になってから行く方が多いかなと思うのですけれども、なかなかそれだとこれから区としても健康寿命を延ばしていこうというところでは、やはり検診というものが大事であるというところは、これは歯科医師会さまとも協力して取り組んでるところではございますけれども、

こちらのほうもまた改めて、この体操と併せてしっかり取り組みを  
させていただきたいと思っております。

○委員：ありがとうございます。

○会長：ご意見をどうぞ。

○委員：今、健康推進課長からご説明あったとおり練馬区歯科医師  
会としては、成人歯科検診として30歳、40歳、45歳、50歳、  
60歳、70歳で通年実施しております。またそれとは別に、妊婦の  
方には妊婦歯科検診も実施しております。今、課長からあったとお  
り確かに受診率が上がらないので、その辺のところは啓蒙活動、ま  
た各歯科医の先生から受診を勧めるような形で受診率を上げていき  
たいと思います。また、それとは別に歯科医師会も、口腔がん検診  
も歯科医師会独自の事業で行っているのですけれども、それもぜひ。  
国から指針が出ていないということはいつも区のほうから説明をさ  
れて分かってるのですけれども、ぜひ区の検診に入れていただきた  
いと思います。以上です。

○会長：どなたか。もうよろしいでしょうか。どうぞ。

○委員：山形県の酒田市では、歯科の先生たちと行政が一緒になっ  
て歯周病をなくそうということで、各飲食店にようじを置いたり、

それから歯間ブラシみたいなものを各飲食店に置いて、それで食べた後にちゃんと歯の間にブラシを通して洗いましょうというような啓蒙をして、すごく歯周病が少ない市らしいです。行ってないのですけれども、そういうような話を聞いておりますので、日常毎日する動作ですので、そういうところからもアプローチしてはどうかという意見です。

○会長：どうもありがとうございました。それでは次の議題の「受動喫煙防止対策について」。資料の説明を健康推進課長からよろしくをお願いします。

○健康推進課長：資料3の説明

○会長：どうもありがとうございました。この点についてどなたか。どうぞ。

○委員：前回の会議で質問させていただきました。今回これを拝見しまして、多少変わったのかなという印象を持ちました。けれども、まだ残念ながらゆるいと思います。2つお聞きしたいのですけれども、1つは4番の、(4)の区が新たに担う業務の②施設への立ち入り検査。この施設というのは公的施設のことでしょうか。それとも一般店舗も併せて入っている表現の仕方なのでしょうか。というの

が1点です。

それから2点目ですけど、これは以前他の委員からも出たのですが、けれども、なぜ練馬区は路上喫煙禁止にならないのかというようなご質問があったと思うのですけれども、私もそれを切に望んで希望を申し上げたのですけれども、今回もそれが入っていません。非常にがっかりしました。

なぜそんなことを言うかということ、他の区でできることなのに、なぜ練馬区はできないのかなというところがあります。想像するに、もしかして区長が愛煙家？ あるいは議会で愛煙家？ あるいは支持者の中にたばこ絡みの職種の方がいらっしゃる？ というような余計な想像までしてしまいます。これは3月15日の朝日新聞にも随分大きく出ていたのですけれども、国は室内の全面禁止を取りあえず優先して、唯一の方法であるというふうに述べられている先生がいらっしゃいましたけれども、この国から都に下りて練馬区に下りてくる都合上、そうならざるを得ないということは分かりますが、練馬区として私は、お店の中は吸いたい人が吸うのは別にいいじゃない。吸わない人は行かないんだから。路上を全面禁煙にしていただいて、建物は吸いたい人が行くところには吸わない人は行かないというような、そういった振り分けすみ分けを進めていただいたほうがありがたいなと思っています。

その3月15日の新聞には、2016年去年、厚労省の発表によりますと、受動喫煙で亡くなった方は年間1万5千人推定でいらっしゃるそうなのです。この練馬区のせっかくの健康診断、がん検診の項目が非常に多くて、これだけ予算をかけて行っている検診で、たばこの禁煙を勧める指導があまりうまく進んでいない。禁止できないというのがちょっと疑問かなと感じております。もう一つ踏み込んで取り組んでいただきたいというのが1つです。

それからたばこにより脳卒中とか心筋梗塞、幼児の突発性の死んでしまうような症候群などもあると言われております。なのでこの健康を推進する一方で、禁煙対策がいまひとつぬるいというのは、ちょっとちぐはぐな気がいたしますので、もう一つお考えいただければありがたいです。以上です。

○会長：はい。どうぞ。

○健康推進課長：ありがとうございます。まず、1点目の(4)の②でございます。施設への立ち入りでございますけれども、これは一般の店舗になります。公共施設は当然のことながら、法の定めに従わなければなりませんので、そういうものを含めて一般というものも含まれております。

それから路上喫煙のところで、今、条例は歩行喫煙防止というところでやっているところでございますけれども、国の法律も踏まえ

て、今、区の条例とどのような兼ね合いをしなければいけないのか  
というところは、私どももこちらの会議からのご意見も含めて、所  
管が環境部になりますのでそちらと、それから併せて庁内との連携  
なども含めてやっていかなければいけないということで、事務レベ  
ルでは今進め始めているところでございますが、国がどこまでやる  
かということにかかってくると思っております。そういったところ  
の状況も見ながら、区の条例の影響と対応については取り組んでい  
く必要があると思っております。今の時点で、条例を変えてという  
ところまでには至っておりませんが、そうしたご意見も踏ま  
えて今後しっかり取り組んで参りたいと考えております。

○会長：ありがとうございます。

○委員：もう一言付け加えさせていただきたいのですけれども、例  
えば歩行喫煙が禁止になった、お店の中で吸えなくなるという、  
お店の前で吸う方なども随分増えてくると思うのです。例えば、現  
在でも私は気になっているような、固有名詞出していいのかわかり  
ませんが、用品店屋の前の、パチンコ屋のたばこの灰皿とか、  
たばこ売ってるお店のたばこの灰皿というのも、非常に人が5人10  
人と集まってそこで吸っているのです、公の区として大きな喫煙所  
のようなものを1カ所でも2カ所でも駅前に設けていただいで、今よ

り大きい、隔離されているような場所で設けていただくと、禁止になった、施設内禁止になったときに路上や、店前で吸う人が増えることを私はとても危惧しているので、区の手組みとしてちょっと考えていただきたいと。店の前で吸わないで、喫煙所に行って吸えるような方向性を考えていただけるとありがたいです。

○会長：わが国では屋外は許可されていますね。ですから吸いたいときに、屋外で吸うのは容認しています。屋内の喫煙室は非常に不完全なものが多い。必ず漏れているのです。ですから外国では屋内の喫煙室は作ってなくて、吸いたい人はどうぞ屋外で吸ってくださいということでやってます。屋外の喫煙をあまり厳しく制限しますと、屋内で吸う人が増えてしまうという問題もあると思います。日本はおっしゃるように非常に甘いと思います。

○委員：やはりこれも医師会が取り組まなければいけないことの一つでございます。委員がおっしゃることはほんとに私たち今健康を気を付ける人間にとっては非常に重要でございます。しかしながら反面、うつ病の人たちもほんとのですね。「鬱（うつ）」という軽い言葉ではなくて、うつ病の人たちもたくさんいて、精神疾患を担当する病院も練馬区には大きな病院があります。どうしても、たばこというのが実は朝の一本というのがほんとに活力になるという、鬱

の方たちも実際にいるのですね。それは医学的な見地から、やはりそこ  
このところを止めてしまうと駄目だと。

僕は呼吸器科ですし、自分も1本も吸ったことございませんし、  
たばこは嫌いだったのですけれども、これがある方の自殺を機にふ  
と思ったのですが、その女性の方は「たばこは体には毒なんだ。だ  
けど心には先生薬なのですよ」ということを言って、結局それで亡  
くなってしまったのですけど。それを僕もきっかけに、たばことい  
うものが一体どこまでやっていったらいいのかというのが、なかな  
か難しい問題なのかなと思っています。ほんとにたばこが全くなく  
過ごせる社会がいいのではないかと思うのですけども、ただそうい  
うのが必要な一群も、必要な方たちも実はいるのだという非常に悩  
ましいというか、つらいというか部分もあって、そんな点からたば  
このことを考えております。

○会長：どうぞ。

○委員：たばこのことで畳み掛けるようではすけれども、区のご説明  
を聞いてますと、あるいはこの区の資料を見ましても、国がいか  
に決めるかに基づいて区が対応を決めるという、ここにも「区が新た  
に国から担う業務」と書かれているわけですが、そうではなくて、  
やはり区が独自に主体的に決めていく。国はやはり業界団体とか、

あるいは税収の問題とか、ちょうどアメリカがライフル協会のおかげで銃規制ができないのと同じように、国はなかなか厳しくするのは難しいと思うのですね。ただそれらの制約が少ない区は独自に国をこえて、これだけ区民の声も強いのですからやっていかなければということで、ぜひ検討していただきたい。

私はたばこを吸う、いや煙をはくというのは一種の排せつ行為だと考えていますから、立ち小便をしてはいけないのと同じように、決められた所以外では喫煙はできないという感覚になっていけばと思っています。意見です。

○会長：どうもありがとうございました。なかなか大変なようでありますけれども。他にどなたかご意見よろしいでしょうか。どうぞ。

○委員：少なくとも練馬区役所だけは禁煙にするとかですね。実験的にでもやって全面禁煙に一步でも進められるようにやっていくべきではないかなと、そのように思います。

○委員：ちょっといいですか。

○会長：どうぞ。

○委員：今の喫煙のことなのですけれども、たぶんこういう会議では皆さん禁煙で、いろんな問題がありますのでやめたほうがいい。

屋外においてもそういう制限みたいなのがいいというのは皆さん同じ考えだと思えるのですけれども、いろいろ読ませていただいて、ちょっと話飛びますけれども、練馬区でもいろいろ SNS、ツイッターとかそういうものがあるので、喫煙者のどうしてもやめられない、そういうものに対して自分たちはどう考えるかということをやはりパブリックコメントではないですけれども、そういう人たちのたぶんマイノリティーだと思えるのですけれども、その人たちはどういうふうに、そういう被害があってどういうふうに考えるかというのを一度問い合わせたらいかがでしょうか。

○会長：どうぞ。

○健康推進課長：今さまざまご意見頂きました。今後もこういう形にしていくということになれば、アンケートなり実態調査というものが必要になってくるかと思っております。その辺りも区としてどう判断すべきかということも含めまして、今後も区として考え検討して参りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○会長：よろしいでしょうか。どうぞ。

○委員：やはり練馬区役所に行ったら、たばこは吸えないのだと。例えばやってみてどのぐらいの反響あるか、やはり一度禁止してみる。健康に良くないことは分かってるわけですから、それを区役所

に今喫煙室もできていますけれども、かなり煙は外に漏れてるわけです、集中的に。あれはやはりいいことではないわけですから、一度、役所に行ったらたばこは禁煙だとやってみて、区民の意見もあるでしょうけれども、そのぐらいのことはやってみる必要はあるのではないかと思うのです。

○会長：そうですね。区役所の中ぐらいは禁煙にしてもらいたいと思いますけれども。数年前に私の友人が、その人はたばこをやめられない人ですけども、アメリカに行きましたら6階のレストランで食事するとき、わざわざ下に下りて外に出てたばこ吸ってまた6階まで登ってきたというようなことがありましたけれども、区役所の中は禁煙にされて、吸いたい人は少し外に出て吸って、間接喫煙が一番問題になっていますから、吸いたい人は自分の責任で吸うわけですから他の人が被害を被るわけですから、区役所内は全面禁煙にされたほうがいいのではないかと思います。せいぜい6階か8階建てですから、外に行くのもそんなに苦にならないと思いますけども。どうぞ。

○委員：今まで皆様のご意見伺って、禁煙喫煙のことで屋内屋外、全部伺ったのですけれども。それと環境の面からというか、私個人

的にすごく実体験なのですけれども、歩きたばこをしてるのですよね。それでうちがすぐ道路。ブロックの塀があってすぐ通勤の道路なんですね。朝起きると、そのブロックのちょうどうちの前のところに、すぐブロックのこちらは部屋ですよね。3本ぐらいたばこ捨てていくのです。あと道路にも、皆さんお目にしてるかと思うのですけれども、随分吸い殻がもっとあります。禁煙については、国の話も出ましたけれども、この歩きたばこの罰則というところとちょっとあれですけれども、練馬区としてのそういうものをここにでも載せていただいて、歩きたばこを無くすような運動というかそういうことは考えていないでしょうか。

○会長：なにかありますか。

○健康推進課長：歩きたばこについては、区内は禁止ということで条例を設定しておりますけれども、条例設定時につきましては、マナーアップ指導員を各駅周辺に配置をいたしましてご協力を願うという形でやって参りました。かなり年月も経まして、マナー向上は一定程度なってきたかなと思っておりますけれども、やはり毎月そういったご苦情というのは頂いているところでございます。

それにつきまして、健康部と併せて環境部も一緒になって対応していくというところが今後必要になってくるかと思っておりますので、そういったところも受動喫煙の防止と併せてやはり考えていく必要が

あるかと思っております。ご意見さまざま頂きましたので、庁内併せてその対応に取り組んで参りたいと思っております。

○会長：どうもありがとうございました。それでは、まだいろいろご意見があると思えますけれども、次の議題「ねりま健育会病院の開院について」資料の説明をよろしくお願いします。

○医療環境整備課長：資料4の説明

○会長：どうもありがとうございました。ただ今の説明どなたかご質問、ご意見おありでしょうか。それではこちらで用意した議題は以上ですが、何か特別になれば次回の開催について事務局から説明よろしく願いいたします。

○事務局：事務局でございます。次回の開催日につきましては、まだ決まっておりません。改めて調整の上、ご連絡をさせていただきます。

○会長：それではこれで第2回の健康推進協議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。